

		座間市情報提供（事業、制度など）		情報提供日 令和7年11月21日	
タイトル		市マスコットキャラクター「ざまりん」が喋れるように			
内容(概要、目的、導入の背景 など)		市マスコットキャラクター「ざまりん」を今まで以上に皆さんに親しんでいただけるようにするため、市が認めた場合、発声を認めるようにしたものです。			
詳細		従来はざまりんの発声を認めていませんでしたが、次の2点を新たに認めます。 (1) 音声による発声 声優、音声合成その他の方法によりマスコットキャラクターの声として表現されるもの。 (2) 表現上の発声 音声を伴わず、吹き出し、字幕、擬音等によりマスコットキャラクターが発話しているかのように表現されるもの。 ※詳細は別紙「座間市マスコットマスコットキャラクター「ざまりん」の表現行為に関する事務取扱要領」のとおり。			
その他（他市の状況）		発声するご当地キャラクターは、全国的にも少なく、県内では初めての取り組みです（担当調べ）。 喋るキャラクターの例： みゃくみゃく（大阪・関西万博） ふじっぴー（静岡県） https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/information/fujippi/1005206.html みやたん（兵庫県西宮市） https://nishinomiya.keizai.biz/headline/266/ 家康くん（静岡県浜松市） https://www.sponichi.co.jp/entertainment/news/2013/12/18/kiji/K20131218007225270.html			
問い合わせ先		地域づくり部 地域プロモーション課 魅力創出係 TEL 046（252）7961			

座間市マスコットマスコットキャラクター「ざまりん」の表現行為に関する事務取扱要領

（目的）

第1条 この要領は、市制40周年を記念して誕生した座間市（以下「市」という。）が有するマスコットキャラクター「ざまりん」（以下「マスコットキャラクター」という。）の表現行為に関する基本的な取扱いを定め、もってマスコットキャラクターの一貫したイメージを保護することを目的とする。

（定義）

第2条 本要領における「表現行為」は、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 音声による発声 声優、音声合成その他の方法によりマスコットキャラクターの声として表現されるもの。
- (2) 表現上の発声 音声を伴わず、吹き出し、字幕、擬音等によりマスコットキャラクターが発話しているかのように表現されるもの。
- (3) 無声 マスコットキャラクターが発話を行わず、動作や第三者のナレーション等で意図を表現するもの。

（原則）

第3条 表現行為は、マスコットキャラクターの設定に沿った表現とし、過度に俗語的、差別的又はマスコットキャラクターの品位を損なう表現は禁じる。

（音声による発声）

第4条 音声による発声は、次のとおり、取扱いを媒体ごとに定める。

- (1) 原則として発声を認めないが、市長が認めた場合に限り、発声を認めるもの。

対面イベント：ステージ、グリーティング等

- (2) 事前に市の許可を得た音声に限るもの。

ア 放送・配信：テレビ、ラジオ、インターネット配信等における発声

イ 録音コンテンツ：PR 動画、CM、館内放送、電話ガイダンス等に使用する音声

ウ デジタルメディア：SNS 投稿、アプリ、ゲーム等に使用する音声

エ 特殊利用：玩具、グッズその他の機器等に組み込む音声

（表現上の発声）

第5条 吹き出し、字幕、擬音等を用いることができる。

(無声による表現)

第6条 マスコットキャラクターを無声で使用する場合、ジェスチャー等で表現することができる。

2 必要に応じて第三者のナレーションや解説者によりマスコットキャラクターの意図を補足することができる。

(その他の事項)

第7条 この要領に定めるもののほか、マスコットキャラクターの表現行為に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

本要領は、令和7年10月20日から施行する。